

消費税は期限内に納めましょう

任意の中間申告制度

消費税の中間申告・納税義務は、直前の課税期間の確定消費税額が一定金額を超える場合に生じますので、その金額が48万円（国税ベースで、地方消費税を含みません。）以下の事業者にあっては、中間申告・納付の義務がありませんでした。

しかし、平成24年8月の消費税法の改正により、中小企業の方々が計画的に消費税の納付を行っていただくため、**確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる任意の中間申告制度**が創設されました。

消費税を納付するための資金繰り管理等の観点からも、「任意の中間申告制度」の活用をご検討ください。

○適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数	直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回	4,800万円超	年11回
400万円超	年3回	400万円超	年3回
48万円超	年1回	48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし	48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

**(公社)小樽法人会・小樽商税会・小樽青色申告会連合会
小樽地方納税貯蓄組合連合会**

消費税の納税は、 計画的に！

(公社)小樽法人会・小樽間税会・小樽青色申告会連合会・小樽地方納税貯蓄組合連合会では、①消費税をはじめとする税の啓発活動、②消費税等の納税資金の計画的な備蓄の推進と期限内完納の定着化に向けて取り組んでおります。

特に、消費税は、預かり金的性格を有しており、子供から大人まで皆様が支払った大切な税金です。

納税資金の積立てによる備蓄に努めていただき、計画的に消費税を納税しましょう。

期限内納付のための納税資金の積立目安額

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。

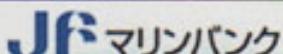
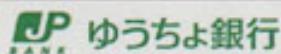
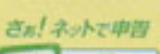
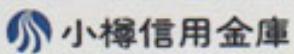
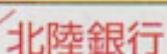
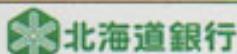
下表は、簡易課税制度適用事業者の方用に月々の積立目安額を記載したものです。

(下記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。)

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入れ率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

消費税の備蓄預金のご相談は、市内金融機関に

納税資金の積立てに当たってのご相談は、小樽税務署管内の下記の市内金融機関にご協力をいただいております。



(公社)小樽法人会・小樽間税会・小樽青色申告会連合会
小樽地方納税貯蓄組合連合会